

令和3年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月2日（水）午前9時開議

**議 事 日 程**

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査報告の件
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 議案第31号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第9 議案第32号 瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第10 議案第33号 瑞穂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第35号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第36号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第37号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第38号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第16までの各事件

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件
- 追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について
- 追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

**○本日の会議に出席した議員**

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 広瀬守克 | 2番 | 藤橋直樹 |
| 3番 | 若原達夫 | 4番 | 北川静男 |

5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	総務部長	石田博文
健康福祉部長	平塚直樹	教育委員会 教育事務局長	広瀬進一
監査委員 監事	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	宇野伸二
書記	広瀬潤一	書記	近藤圭代

### 開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 令和3年第2回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号6番 森健治君と7番 森清一君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの24日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

5件報告します。

議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わりまして、5件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は令和3年3月及び4月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は鍵の管理についてで、令和2年12月25日から令和3年2月3日までの間に実施されました。

監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりでございます。

3件目は、市議会議長会関係の報告でございます。

4月22日に開催予定でありました東海市議会議長会の第104回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議での開催となりました。また、来年度の開催都市は、静岡県磐田市に決定しました。

4件目も、同じく市議会議長会関係の報告です。

5月20日に開催予定でありました中濃十市議会議長会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議での開催となりました。令和4年度の役員改選では、会長に本巣市、副会長に郡上市、幹事に関市の議長が選任されました。

なお、令和3年度の役員については既に昨年度に選任されており、瑞穂市の議長が会長となっています。11月初旬には中濃十市の全議員を対象とした研修会を瑞穂市で開催する予定なので、御参加いただきたいと思います。

5件目も、同じく市議会議長会関係の報告でございます。

5月26日に開催予定でありました全国市議会議長会の第97回定期総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議での開催となりました。以上です。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した5件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査報告の件

○議長（庄田昭人君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査報告の件を議題とします。

総務委員長から、閉会中の継続調査となっております所管事務のうち、指定金融機関について、お手元に配付のとおり調査の経過及び結果を報告したいとの申出がありましたので、これを許可します。

総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

議席番号10番の今木啓一郎です。

ただいま庄田議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第1回臨時会において総務委員会で継続調査となっていました指定金融機関について調査の経過及び結果の報告をします。

総務委員会は1月28日、2月15日及び5月7日の3回にわたり、穂積庁舎議員会議室で調査を行いました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者、所管の部長、課長の出席を求め、補足説明を受け、質疑等を行いました。

まず、所管事務として指定金融機関についてを調査することに至った経緯については、令和2年第4回議会定例会において、総務委員会に審査が付託された議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についての審査を行った中で、執行部からの議案の提案理由は、指定の期限が令和3年4月30日であり、平成15年の合併協議会で協議された3年ごとに見直すという調整方針があるため、3年ごとに議案を提出しているとのことでした。

そこで、委員から1. 合併後18年が経過し、3年ごとにこだわらず、不都合が出たとき見直しを行うという少し柔軟な対応にすべきではないかとか、2. 3年ごとに議案が提出されているが、提出される前に執行部と議会で協議できないのかとか、3. このままでは3年後も同様な議論となってしまうなどの意見が出されました。

その結果を踏まえ、1月28日に行われました総務委員会において、市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関の指定について、指定の在り方と議会の議決の手法を幅広く検討することを目的として、継続的な調査をしていくこととなりました。2月15日の委員会では、執行部から、指定金融機関の法的根拠や各団体の指定金融機関の指定の状況、指定金融機関の交代制など、8項目にわたり詳細な説明を受けました。

委員からは、金融機関に指定金の意向は確認しているのかとか、現在の状況下ではなかなか採算も合わず、金融機関からの積極的な意向もない状況であるため、指定期間を設けず指定金を変更しなければならないなどの事態になったときに協議するという方法ではどうかとか、執行部の説明では金融機関にとって指定金はあまりメリットがないように感じる。執行部が考える指定金の在り方などがあれば議論しやすいのではないかと、合併協議会の調整方針である3年の見直しについて継続していかなければならないのかとの意見がありました。

それを受けて、合併協議会の調整方針である3年ごとの見直しの必要性の調査、指定金融機関としての資質について基準を設けるなど、執行部から提案を受けることとなりました。

5月7日の委員会では、執行部から合併協議会の調整方針である3年ごとに議案とする必要はないという調査結果、次期指定金融機関の指定について、指定金融機関を募集により指定する方法や、その募集要項案、今後のスケジュール案など詳細な説明を受けました。

質疑に入り、委員から市内の金融機関以外にも募集をかけるのかとの質疑に対し、収納代理金融機関については市内に支店がない金融機関となる場合もあるが、指定金融機関は基本、市内に支店がある金融機関を指定しているため、市内に支店のない金融機関に募集をかけることはないとの答弁がありました。また、金融機関の募集をかけても金融機関から応募が一つもない場合はどうするのかとの質疑に対し、もし応募がなかった場合には、金融機関と個々に協議して決めていく、そうならないように各金融機関とは協力体制を築いていきたいとの答弁がありました。

その後、調査の結論を次期指定金融機関の指定については合併協議会の協議事項にある3年

という指定期間を定めず、事前の実態調査により当市の指定金融機関に関する資質の基準を定めた募集要項を作成し、各金融機関に調査票を提出してもらい、調査票の内容を審査して金融機関を決定することとし、調査を終了することに決定しました。

総務委員会として、所管事務調査事項の金融機関について委員会を計3回開催し、委員による慎重な調査、協議を重ねたことにより、結論を出すことができました。執行部におかれましては、この調査結果を十分尊重していただき、今後は調査結果に基づき議案を提出していただきたいことを要望し、委員長報告とします。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和3年6月2日総務委員会委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） これで、委員長の報告を終わります。

これより、指定金融機関についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野です。

今の報告ですと、3年ごとの見直しはなくなるということで、新たに募集要項をつくってやるんですけども、その期間というのは、もう10年とか20年と何か決めてあるのか。今まで3年ごとに見直しをするんですけども、今の方法ですと、募集要項をかけて、それは何年間やるんですか。毎年やるんですか、見直しを。そこを一度確認したいんですけど。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 総務委員長の今木啓一郎です。

ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

今回、3年ごとの見直しはなくなります。ただ、その後ということですが、期間は定めません。言われたとおり何年後となるか分かりません。ただし、執行部におかれましては、その指定されました金融機関については毎年実態を自己資本比率とかいろいろな調査項目については適宜監査され、確認をされ、何か事があれば議会への報告ということがあると聞いております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

今、松野藤四郎議員の質問に関連させていただいて、1点お尋ねしたいと思います。

今の御答弁でいきますと、特に期間は定めないというお話でありました。これにつきまして、それはそれであれなんですけれども、ただ一番気になるところは、その金融機関と担当部署とある意味では癒着というか、こういう表現はちょっとあれなんですけれども、そういったなれ合い的なものが発生する可能性がある。それをどう防いでいくのかという歯止めの部分はどのように検討されたのか御答弁願います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 総務委員長の今木啓一郎でございます。

ただいまの関谷議員の質問にお答えします。

御心配されております癒着については、当委員会では質疑、討論ございませんでした。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで総務委員会の継続調査となっていました指定金融機関についての委員長報告を終わります。

---

## 日程第5 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、3件の行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告をいたします。

令和2年度の事業報告及び決算並びに令和3年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和2年度の事業では、公共用地、公用地の取得・処分はありませんでした。また、用地については現在所有しておりません。

決算では、当期純利益が108円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

令和3年度では、公共用地、公用地の取得・処分等の事業計画はなく、予算は補助金等収益と受け取り利息の収入と、販売費及び一般管理費の支出のみが計上なされています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告をいたします。

令和2年度の事業報告及び決算並びに令和3年度の事業計画及び予算について、地方自治法

第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和2年度の経常収益は2億3,162万732円、経常費用は2億2,073万1,970円で、正味財産期末残高は7,246万8,618円となりました。

令和3年度は、前年度より139万2,000円増額の2億3,097万3,000円の事業収益が計上がなされています。

次に、報告第4号専決処分の報告について（損害賠償）を報告いたします。

令和2年11月24日、瑞穂市別府611番6地先の市道のグレーチングのはね上げが原因で、相手方の車両に損壊をした事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、3件の行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

次に、議事日程に入る前に一言申し上げます。

私は、一身上の都合により議長の職を辞したいと、これから議長の辞職願を副議長に提出いたします。

昨年より議長を務めさせていただきました。このことについては、本当に感謝を申し上げます。この1年経験させていただき、この瑞穂市をよりよいまちづくりのためにと一生懸命させていただきました。私のモットーは、活気あるまちづくりを目指してと当選以来変わらず言い続けておりましたが、現在このコロナ禍の中で、人と人の関わりがなくなっているのではないかと、また人と人の関わりがなくなり、言いたいことばかりが報道されているような人間社会が希薄になっているような、そんな心配を感じております。一刻も早く、地域活動や祭りが行われるようになってほしいと考えております。

この1年、コロナ対策に奔走していたような思いがありますが、議員の皆様には、非力な、非才な私ではありますが、進行がうまくいかなかった点があります。そんな点は私なりに、ああすればよかった、こうすればよかったと一人反省をし、悩んでいたときもあります。しっかりとその反省をうまく今後につなげていきたいと思っております。執行部の皆様には御協力をいただき、感謝申し上げます。

最後に、若井副議長にも、この私を支えていただいたこと、議長として各団体のことをお願いしたいとの若井副議長の声に、共に時間をつくり、そのことが共に話し合いができたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。私の入院中にも、議長会の大役を任せてしまいました。そんなこともあり、やはり健康が大切だなあ、そんなことを思った1年でありました。ありがとうございました。

皆様には感謝を申し上げ、議長職を辞職させていただきたいと思っております。高い席からではございますが、本当にありがとうございました。



それでは、議事の都合により、しばらく休憩をさせていただきます。

休憩 午前 9 時26分

再開 午前 9 時41分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。ここで、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長 庄田昭人君 退場〕

〔副議長 若井千尋君 議長席に着席〕

○副議長（若井千尋君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

---

#### 追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（若井千尋君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

お諮りします。庄田昭人君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、庄田昭人君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、庄田昭人君の入場を許可いたします。

〔議長 庄田昭人君 入場・着席〕

○副議長（若井千尋君） 庄田昭人君に申し上げます。

庄田昭人君が議長を辞職することは許可されました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時44分

再開 午前10時30分

○副議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 追加日程第2 議長選挙

○副議長（若井千尋君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（若井千尋君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号8番 馬淵ひろし君と9番 松野貴志君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名となっておりますので、よろしく願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（若井千尋君） 投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（若井千尋君） 配付の漏れをなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○副議長（若井千尋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（若井千尋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（若井千尋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（若井千尋君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票11票、無効投票7票です。

有効投票のうち、関谷守彦君が1票、広瀬武雄君が10票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、広瀬武雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（若井千尋君） ただいま議長に当選されました広瀬武雄君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

広瀬武雄君は登壇し、御挨拶をお願いします。

広瀬武雄君。

〔新議長 広瀬武雄君 登壇〕

○新議長（広瀬武雄君） それではお許しをいただきましたので、議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいまは、瑞穂市議会第12代議長に御選任を賜り、誠に光栄に存じますとともに、その職責の重さをひしひしと感ずるところでございます。議員各位の御理解を念頭に置いて、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性に努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

我が国の地方自治体の根本は、議会と執行部は共に切磋琢磨し、社会福祉をはじめとした市民生活向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えているところでございます。したがって、瑞穂市議会におきましても、市長部局等としっかりと議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが明日の瑞穂市発展につながるものと確信いたしておるところでございます。

なお、本市におきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれた安全で住みよいまちづくりを進めていくことが市民の皆様の願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく議員の皆様と共に頑張っている所存でございますので、どうぞ今後とも温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（若井千尋君） これで私の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

広瀬武雄議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 若井千尋君 降壇〕

〔議長 広瀬武雄君 議長席に着席〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、これより私が議長の職務を務めさせていただきます。

何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまの休憩時間中に、若井千尋君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について、若井千尋君から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

若井千尋君。

○副議長（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井でございます。

このたび副議長の職を辞職することと決意いたしました。この1年間、私自身、前庄田議長の下に懸命にサポートさせていただくような決意でございましたが、御周知のとおり、このコロナ禍でございました。1年間、本当にいろんな行事も開催されることなく、思い起こせば近隣の自治体の議会の皆様にも御挨拶することなく終わってしまったことが本当に残念というか、致し方ないことだというふうに思いつつも、昨年、瑞穂市議会改選がございまして、新しく7人の方が議員になられました。私も今年、これで4期目でございますが、本当に期数を重ねた議員として皆様の範となるような行動をとということで副議長の大任を受けましたが、本当にそういった姿を見せることもできなく、大変申し訳なく思っております。

いずれにしましても、瑞穂市議会におきまして、新広瀬武雄議長の下、二元代表制がしっかりと機能するように皆様のお力を借りまして、議会議員の一人として、これからもしっかり精進してまいる決意でございます。前庄田議長には本当にいろいろ教えていただきました。同期の議員ではございますが、政策、本当に通というか、いろんなことをまだまだこれからも教えていただきたい思いで議員活動をさせていただきます。

いずれにしましても、今お話ししましたように、広瀬新議長の下、一つになって執行部としてしっかりこの瑞穂市のために活躍できる議会となっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本当に1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） お諮りいたします。ここで副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることを決定いたしました。

---

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（広瀬武雄君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題にいたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、若井千尋君の退場を求めます。

〔副議長 若井千尋君 退場〕

○議長（広瀬武雄君） お諮りします。若井千尋君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、若井千尋君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、若井千尋君の入場を許可します。

〔副議長 若井千尋君 入場・着席〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君に申し上げます。

若井千尋君が副議長を辞職することはただいま許可されました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時07分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（広瀬武雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広瀬武雄君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によりまして、立会人に議席番号11番 杉原克巳君と12番 棚橋敏明君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（広瀬武雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（広瀬武雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続けて、開票を行います。

立会人は開票の立会いをよろしくお願い申し上げます。

〔開票〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票10票、無効投票8票です。

有効投票の内訳は、今木啓一郎君が10票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、今木啓一郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（広瀬武雄君） ただいま副議長に当選された今木啓一郎君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、当選の告知をします。

今木啓一郎君は登壇し、御挨拶を願います。

今木啓一郎君。

〔新副議長 今木啓一郎君 登壇〕

○新副議長（今木啓一郎君） 今木啓一郎でございます。

お許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま副議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと痛感しておるところでございます。ですが、まずもって広瀬武雄議長を補佐し、皆様のお力

添えをいただきながら、円満なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいります所存でございます。どうか先輩並びに同僚議員各位におかれましては、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時24分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

私は一身上の都合により、議会基本条例推進特別委員を辞任いたしたいと思ひまして、先ほど休憩時間中、特別委員の辞任願を提出しました。

お諮りします。ここで、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長 広瀬武雄君 退場〕

〔副議長 今木啓一郎君 議長席に着席〕

○副議長（今木啓一郎君） では、議長が不在に当たり、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

---

#### 追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件

○副議長（今木啓一郎君） それでは、追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を議題にします。

お諮りします。広瀬武雄君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、広瀬武雄君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに決定しました。

追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件が終了しましたので、広瀬武雄君の入場を許可します。

〔議長 広瀬武雄君 入場・着席〕

○副議長（今木啓一郎君） 広瀬武雄君に申し上げます。

広瀬武雄君が議会基本条例推進特別委員を辞任することは許可されました。

これで私の職務は全部終了しました。

御協力ありがとうございました。

広瀬武雄議長、議長席にお着きお願いいたします。

〔副議長 今木啓一郎君 降壇〕

〔議長 広瀬武雄君 議長席に着席〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、現在、議会基本条例推進特別委員に1名の欠員が生じています。

お諮りします。議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について

○議長（広瀬武雄君） 追加日程第6、議会基本条例推進特別委員の選任についてを議題にいたします。

議会基本条例推進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって庄田昭人君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時52分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

私と副議長の今木君は、もとす広域連合議会議員を辞職しました。したがって、現在、もとす広域連合議会議員に2人の欠員が生じています。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

ここで、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（広瀬武雄君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議会議員に庄田昭人君、若井千尋君の以上2名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議員に当選された方々が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、議事の都合によりまして休憩とさせていただきます。午後は1時半から再開したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。以上です。

休憩 午前11時54分

再開 午後2時20分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第6 常任委員の選任

○議長（広瀬武雄君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会の委員には若園五朗君、不肖私、広瀬武雄、庄田昭人君、棚橋敏明君、北川静

男君、藤橋直樹君の以上6名でございます。

産業建設委員会の委員には松野藤四郎君、杉原克巳君、今木啓一郎君、森健治君、関谷守彦君、若原達夫君、以上6名でございます。

文教厚生委員会委員に藤橋礼治君、若井千尋君、松野貴志君、馬淵ひろし君、森清一君、広瀬守克君、以上6人の指名をさせていただきました。

この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時40分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

総務委員会委員長 若園五朗君、副委員長 棚橋敏明君。産業建設委員会委員長 松野藤四郎君、副委員長 森健治君。文教厚生委員会委員長 馬淵ひろし君、副委員長 松野貴志君。以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

---

## 日程第7 議会運営委員の選任

○議長（広瀬武雄君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時05分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、藤橋礼治君、杉原克巳君、松野貴志君、森清一君、広瀬守克君の以上5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時50分

○議長（広瀬武雄君） 大変お待たせいたしました。

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に、松野貴志君、副委員長に森清一君が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

---

#### 日程第8 議案第31号から日程第16 議案第39号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第31号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第16、議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和3年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、お礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

国内において、新型コロナウイルス感染症の第1例目が確認されてから約1年半になろうとしています。その新型コロナウイルス感染拡大防止に関して、市民の皆様には長期間にわたり外出自粛や感染防止の基本行動の遵守など、御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

季節は早いもので、東海地方でも平年より21日も早い5月16日に梅雨に入りました。1951年の統計開始から2番目に早い梅雨入りとなりましたが、雨は時には恵みとなる一方、過ぎると厄災にもつながりますので、コロナウイルス感染症対策と共に、線状降水帯による集中豪雨などの複合災害の備えも視野に入れて万全にしなければなりません。

この梅雨の時期には、瑞穂市の花であるアジサイも見頃を迎えます。穂積庁舎では、いち早くアジサイを玄関に飾り、2階のロビーにも僅かなスペースではありますが、アジサイの鑑賞

コーナーを設け、来庁された市民の皆様にも、現感染下において潤いや癒やしの空間となっております。

国において、新型コロナウイルス感染防止対策として、4月25日から5月31日までの間、緊急事態宣言が東京都、京都府、大阪府、兵庫県に講じられ、さらに12日からは愛知県、福岡県が追加、16日からは北海道、岡山県及び広島県が追加、また沖縄県も23日から追加されました。28日には緊急事態措置を実施すべき期間を6月20日まで延長がなされました。対人口10万人の新規感染者の動向で、東京、大阪が減少傾向となっている一方で、沖縄、北海道で毎週増加している状況であります。爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な厳しい状況にあります。

岐阜県においては、5月9日から蔓延防止等重点措置区域に指定を受けておりますが、さらに蔓延防止等追加対策として、飲食店等への時短要請の対象地域を22市町から県内全域への拡大や経済支援対策が示されました。連日100人を超える感染者が確認され、高水準の感染が続きましたが、この10日間くらいは新規感染者は徐々に減少傾向にあるやに見えますが、5月28日現在、病床使用率は61.7%と依然ステージ4の高水準であり、決して油断できない状況であります。特に重症病床では、限界、感染者が減っている印象はない、スタッフは疲労していると伺っております。医療に従事されておられる皆様には、心から深くお礼と感謝を申し上げます。

今ここで感染防止対策を縮小すると、行動変容に緩みができ、再び感染拡大し、窮地に陥ると考えられます。こうした中、まん延防止等重点措置が6月20日まで延長されることになりました。

市内では、昨日の時点で累計が358人の感染者が確認されています。4月には1日平均1.43人の感染者であったのが、5月には1日平均4.23人の感染者が確認され、約3倍の感染者となっております。これらを受けて、瑞穂市では5月に3回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、感染防止に関する啓発活動を強化し、感染拡大の見られる若い世代への働きかけとして、学校等の保護者への啓発、公共施設や大型店舗及びJR穂積駅での啓発を行うことにしました。

コロナ対策の切り札であるワクチン接種につきましては、5月2日からワクチン接種の予約が始まり順調な状況でした。5月17日からは接種が開始され、職員が一丸となり進んでおります。また、5月24日からは個別接種も開始しています。

5月30日現在、65歳以上の高齢者の1回目のワクチン接種率は48.5%となっており、混乱することなく順調に進んでおります。現在は、64歳以下のワクチン接種について体制づくりを進めています。

経済情勢に目を向けてみますと、5月18日、内閣府が発表した2021年1月から3月期の国内

総生産（GDP）の速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前年比1.3%減、これが1年続いた場合の年率換算では5.1%の減と、三四半期ぶりのマイナス成長になりました。1月に首都圏など緊急事態宣言が再発令された影響で、内需の柱である個人消費が冷え込んだことが要因であったと思います。2020年度は前年度比4.6%減と、実質戦後最悪の落ち込みを記録し、政府は内外の感染状況を注視し、予備費の活用を含め、機動的に必要な対策を講じると景気の下支えに全力を挙げる姿勢を示しております。

内閣府の5月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部弱さが見られるとしています。5月の消費者動向調査の調査結果では、消費者態度の指数を構成する多くの項目で前月から低下しているが、消費者マインドの基調判断は持ち直しのテンポが緩やかになっているとされ、消費者の意識は少し回復傾向にあると思われれます。

岐阜県内の経済情勢は、岐阜財務事務所の発表によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に厳しい状況があるものの、持ち直しているとしています。個人消費は感染症の影響により、持ち直しの動きに一服感が見られる中、雇用情勢は、求人が減少から増加に転じているものの、弱い動きが続いている状況であるとされています。

また、5月12日には、デジタル庁の創設や個人情報保護法改正を盛り込んだデジタル改革関連法が参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。デジタル庁を9月に創設するデジタル庁設置法を柱に、行政のデジタル化を図り、様々なデータの利活用を進め、国民や民間企業の利便性につなげることを目指しております。

市においても、デジタルトランスフォーメーションの推進をするために情報収集の上、職員に情報共有をしております。

4月の市議会臨時会では、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）、新型コロナウイルスワクチン接種費、地方創生臨時交付金の予算を議決いただきました。

現在の各事業の進捗状況を報告させていただきますと、子育て世帯生活支援特別給付金事業については、5月11日に470人分給付をしています。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先ほども申し上げましたが、5月17日からワクチン接種が予定どおり順調に進んでおります。地方創生臨時交付金のうち中小企業・小規模事業者活性化補助事業につきましては、瑞穂市商工会の協力の下に事前に多くの問合せもあり、6月1日から受付を開始しております。その他の業務についても順次進めているところです。

今回提案いたします補正予算におきましても、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業や地方創生臨時交付金事業として、住宅リフォーム費用の助成や読書推進事業として図書券支給事業など、コロナウイルス対策関連の予算も計上させていただいています。今後もその時々で必要な施策とタイミングを判断して、事業を実施していきたいと思

います。

コロナウイルス感染防止の基本は、不要不急な外出、3密、手洗いや感染リスクの高まる5つの場面に注意することに変わりはありません。改めて市民の皆様には、引き続き感染防止の基本行動の遵守をお願い申し上げます。議員各位におかれましては、市行政と共に一丸となって今回の国難に立ち向かっていただきたく、格別の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が2件、条例改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が4件の合計9件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第31号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 加木屋加緒里氏の任期が令和3年7月4日に満了となることから、引き続き加木屋加緒里氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第32号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会の委員 大野健治氏、牧野泰藏氏及び浅野一雄氏の任期が令和3年6月30日に満了となることから、引き続き大野健治氏、牧野泰藏氏及び浅野一雄氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第33号瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

職員の服務の宣誓について押印を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第34号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間を1年延長するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第35号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法第241条の規定に基づき、企業版ふるさと納税基金を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、補正予算であります。一般会計につきましては、一部の事案を先に御審議いただくため、分割して提案させていただきます。

議案第36号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,193万3,000円を追加し、総額190億5,187万6,000円とするものであります。

本議案は、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、可能な限り速やかに給付金を支給するため、先に御審議をお願いするものです。

次に、議案第37号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,403万4,000円を追加し、総額191億3,591万円とし、1件の債務負担行為と1件の地方債を補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費としてコロナ離職者緊急雇用対策として148万5,000円、樽見鉄道への事業支援として211万1,000円、PRエコー葉書事業に234万5,000円、ウエディング写真撮影補助金に500万円、自治会活動事業費に191万5,000円を計上しました。

民生費として、コロナ離職者緊急雇用対策として148万5,000円、子ども支援課の新設による人件費に2,714万円の予算の組替えをしました。

商工費として、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市負担金に1,047万9,000円計上しました。

土木費として、住宅リフォーム費用助成金に1,200万円、下水道事業会計繰出金（瑞穂処理区）に225万円計上しました。

消防費の防災費として、感染症対応防災備蓄品事業に469万7,000円の財源補正をしました。

教育費の事務局費として、公私連携型保育所及び牛牧小学校駐車場の測量調査設計委託料及び土地鑑定委託料合わせて316万円、生涯学習振興費の読書推進事業として、未就園児から中学生に対して図書券を支給する費用等に2,096万4,000円計上をいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,535万3,000円、財産収入として物品売払収入を58万円増額し、繰入金として財政調整基金繰入金205万3,000円増額補正するものであります。

次に、議案第38号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、総額44億6,775万1,000円とするものであります。

歳出は、保険給付費として高額介護合算療養費に30万円増額するものであります。

歳入は、県支出金として普通交付金に30万円を増額するものであります。

次に、議案第39号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、資本的収入及び支出の予定額に、それぞれ5,000万円を追加するものであります。

これは、犀川遊水地牛牧排水機場整備事業に伴う下水処理場放流管工事として国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所負担金を5,000万円計上するものであります。

以上、9件の提出議案についての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時35分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第31号、議案第32号及び議案第36号の3議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第31号、議案第32号及び議案第36号の3議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 議案第31号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） これより議案第31号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げますが、採決では、起立採決と併せまして採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第31号を採決します。



瑞穂市教育委員会の委員に加木屋加緒里君を任命することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員でございます。したがって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

---

議案第32号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 次に、ただいま一括議題となっております日程第9、議案第32号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、3名の委員について議会の同意を求められております。

そこで、まず大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の採決をいたします。

瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することは、同意することに決定いたしました。

次に、牧野泰藏君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、牧野泰藏君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰藏君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰藏君を選任することは、同意することに決定いたしました。

次に、浅野一雄君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、浅野一雄君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に浅野一雄君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に浅野一雄君を選任することは、同意することに決定いたしました。したがって、議案第32号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、同意されました。

---

#### 議案第36号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第36号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

議案第36号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時43分

